



第21期

定期株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月16日（月曜日）午後1時
受付開始：午後0時30分

開催場所

東京中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル2階
コンгресスクエア日本橋 ホールA・B



RWA

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社
(証券コード：296A)

表紙イラスト協力：岸本斉史

■プロフィール

岡山県出身。1995年、『カラクリ』にて「週刊少年ジャンプ」の新人漫画賞「ホップ☆ステップ賞」佳作を受賞。

1997年、増刊「赤マルジャンプ」に読切『NARUTO』が掲載され、デビューを果たす。1999年に『NARUTO－ナルト－』の連載を本誌で開始。

2019年には『サムライ 8 八丸伝』を発表。



証券コード 296A
2025年5月30日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目4番1号
日本橋一丁目ビルディング
令和アカウンティング・ホールディングス株式会社
代表取締役 繁野 径子

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://rw-ah.net/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「令和アカウンティング・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「296A」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類／PR情報」を順に選択して、「総覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月13日（金曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本募集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具
記

1. 日　　時　　2025年6月16日（月曜日）午後1時
2. 場　　所　　東京都中央区日本橋一丁目3番13号
　　　　　　　東京建物日本橋ビル2階 コングレススクエア日本橋 ホールA・B
　　　　　　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案　　剰余金処分の件
- 第2号議案　　定款一部変更の件
- 第3号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案　　監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案　　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月16日（月曜日）  
午後1時00分

（受付開始：午後0時30分）



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月13日（金曜日）  
午後5時00分入力完了分まで



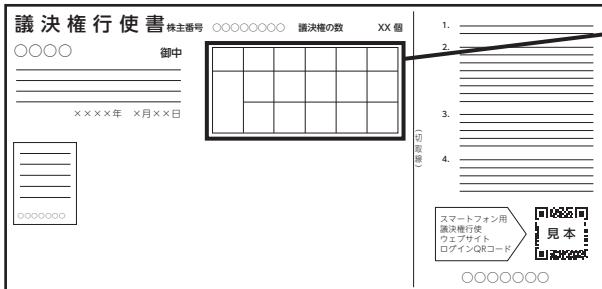
### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月13日（金曜日）  
午後5時00分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

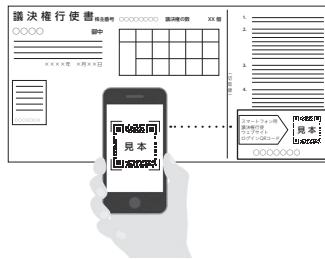
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

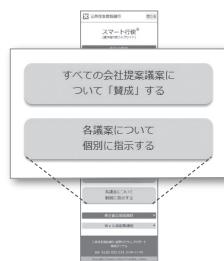
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済を取り巻く環境は、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復が続くことが期待される一方で、アメリカの政策動向や為替変動、中東・ウクライナなどの地政学リスク、原材料価格の高騰をはじめとする物価上昇などによる景気への影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が継続しております。

一方で、会計業界では、企業の人材不足と会計業務の複雑化に起因する会計のコンサルティングニーズや、企業価値向上を目指すために必要な組織再編等に対する専門性の高い会計支援のニーズが引き続き高まっています。

こうした環境のもと、当社グループでは、引き続きコンサルティング事業の体制強化に加え、経理実務に関わる教育事業及び人材派遣紹介事業を徐々に拡大し、クライアントの多様なニーズに応えられるよう事業を展開しております。また、コンサルティング事業の生産性を継続的に向上させるべく、新たに子会社を設立してシステム開発事業を展開することとしております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,979,471千円（前連結会計年度比12.6%増）、営業利益は1,494,675千円（同81.7%増）、経常利益は1,478,427千円（同79.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,014,824千円（同76.5%増）となりました。

なお、当社グループは「コンサルティング事業」を報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は38,216千円で、その主なものは事務所のレイアウト変更に伴う工事、デスク一式及びネットワーク機器等の取得、セキュリティの対策強化であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

2024年12月23日に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募により新株式を発行し、165,600千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                  | 第19期<br>(2023年3月期) | 第20期<br>(2024年3月期) | 第21期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)             | 3,884,960          | 4,423,406          | 4,979,471                       |
| 経常利益(千円)            | 767,327            | 824,014            | 1,478,427                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 327,141            | 574,964            | 1,014,824                       |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 8.72               | 15.33              | 26.96                           |
| 総資産(千円)             | 5,611,018          | 5,695,308          | 4,706,528                       |
| 純資産(千円)             | 2,032,584          | 2,372,278          | 3,121,322                       |
| 1株当たり純資産(円)         | 53.52              | 62.48              | 81.38                           |

- (注) 1. 第19期より連結計算書類を作成しているため、第18期以前の財産及び損益の状況については記載しておりません。なお、第19期及び第20期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により計算しております。
4. 当社は2022年7月1日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第19期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分            | 第18期<br>(2022年3月期) | 第19期<br>(2023年3月期) | 第20期<br>(2024年3月期) | 第21期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 3,065,637          | 3,521,913          | 4,021,667          | 4,554,520                     |
| 経常利益(千円)      | 380,823            | 715,670            | 767,306            | 1,416,505                     |
| 当期純利益(千円)     | 269,098            | 292,740            | 537,918            | 975,092                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 7.18               | 7.81               | 14.34              | 25.91                         |
| 総資産(千円)       | 2,328,584          | 2,253,590          | 2,715,566          | 3,599,511                     |
| 純資産(千円)       | 1,849,646          | 1,926,762          | 2,224,681          | 2,934,124                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 49.32              | 51.38              | 59.32              | 77.21                         |

- (注) 1. 金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により計算しております。
3. 当社は2022年7月1日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第18期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                             | 資 本 金         | 当社の<br>議決権比率     | 主 要 な 事 業 内 容                                      |
|---------------------------------------------------|---------------|------------------|----------------------------------------------------|
| 令和ヒューマン・ファースト<br>株式会社                             | 20,000千円      | 100.0%           | コンサルティング事業、その他事業（コンサルティング事業（Long）－給与計算業務、人材派遣紹介業務） |
| 令和インベストメント<br>株式会社                                | 50,000        | 100.0            | コンサルティング事業（コンサルティング業務（Long）－投資事業）                  |
| 株式会社ソフツ（注）2.                                      | 40,000        | 100.0<br>(100.0) | コンサルティング事業（コンサルティング業務（Short））                      |
| HSK事業承継支援株式会社<br>(注) 2.                           | 2,000         | 100.0<br>(100.0) | コンサルティング事業（コンサルティング業務（Long）－東京都の事業承継支援事業に係る統括支援業務） |
| HSK VIETNAM AUDIT<br>COMPANY LIMITED<br>(注) 3. 4. | 5,100,000千VND | 35.0<br>[39.8]   | コンサルティング事業（コンサルティング業務（Long, Short））                |

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。 ( ) 内は詳細事業を記載しております。
2. 当社の議決権比率の ( ) 内は、間接所有割合で内数であります。
  3. 当社の議決権比率の [ ] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
  4. 持ち分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 優秀な人材の採用と育成

今後の事業を支えるために、優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社グループがクライアントに提供しているサービスは、知的集約サービスであり、専門性に係るスキルと、人間力ともいえるソフトスキルの双方を向上させることが当社グループの成長にとって必要と考えております。そのため、会計を中心とした高度な専門性をもった人材の採用を積極的に行い、従業員が高いモチベーションを保ちながら安心して長期的に働く環境を整えるために、就業環境と採用優位性のある待遇の整備にも注力してまいります。また、専門性に係るスキルとソフトスキルの双方を向上させるための育成体制を継続的に強化してまいります。

あわせて、人材確保をより確実にするために、スクール及び研修事業により学生や経理担当者をはじめとして広く経理に興味を抱いていただき、その中から資質の高い人材を採用する循環を構築することも進めてまいります。スクール及び研修事業で教育した人材には、当社での就業を希望する場合には当社コンサルティング事業を担っていただき、当社以外での就業を希望する場合には人材紹介派遣事業によって他社に就業していただき、当社の収益向上につながる循環を構築したいと考えております。

##### ② システム・ソフトウェアの開発

当社は従来より数多くの企業が開発し販売している多種類の会計ソフトウェアを経理実務において使用してまいりました。その成果として多くの会計ソフトウェアのメリット・デメリットを把握するに至り、それらの中から可能な限りメリットを集約した会計に関わるソフトウェアを開発し販売することで、当社のクライアントはもとより、多くのユーザーに資するとともに、当社の成長に繋がるものと考えております。2025年4月にシステムの開発及び販売を事業目的とした株式会社ミラクル経理を設立しました。当社既存ツールのソフトウェア化から進め、多くの経験を基礎としてより有用なシステムを開発し広く社会に展開してまいります。これまでも生産性向上のために様々な施策を実行しておりますが、これらシステム・ソフトウェアを開発しまはずは自社において活用することで、さらに高い水準で当社業務の効率化を実現し、またクライアントにも利用いただくことで生産性向上の好循環を生んでいく必要があると考えております。開発したシステムの稼働開始後は減価償却費が発生しますが、業務効率化に伴う生産性向上等により回収することができると考えております。

なお、当社グループは十分な手元流動性を有しており、現時点で財務上の課題は認識しておりません。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業区分                  | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンサルティング事業<br>(Long)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>会計方針の策定、原始帳票より仕訳して伝票、総勘定元帳、試算表など作成することに関するサポート及びアドバイザリー業務</li> <li>クライアントが作成した伝票、元帳、試算表などの確認業務及びアドバイザリー業務。</li> <li>四半期決算業務、決算業務、連結決算業務及び各決算書の作成サポート、確認業務及びアドバイザリー業務</li> <li>有価証券報告書等の決算開示書類に係る作成サポート、確認業務及びアドバイザリー業務</li> <li>その他</li> </ul>                                                                                      |
| コンサルティング事業<br>(Short) | <ul style="list-style-type: none"> <li>経理に関わるデューデリジェンス</li> <li>株式価値評価などのバリュエーション</li> <li>IPO支援</li> <li>会計に関わる各種意見書</li> <li>M&amp;A支援</li> <li>キャッシュフローモデル策定</li> <li>事業計画策定及びモニタリング</li> <li>AUP (合意された手続：開示書類の確認業務等)</li> <li>ERP導入支援</li> <li>内部統制組織立案</li> <li>不正・誤謬発見</li> <li>訂正報告書の作成</li> <li>ビジネスマッチング支援</li> <li>会社設立、清算等にかかるコンサルティング</li> <li>その他</li> </ul> |
| 教育・派遣事業 (スクール・研修事業)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>経理部プロフェッショナル・スクール</li> <li>企業研修</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教育・派遣事業 (人材派遣紹介事業)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材派遣事業</li> <li>有料職業紹介事業</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

| 名 称 | 所 在 地  |
|-----|--------|
| 本社  | 東京都中央区 |

② 子会社

| 名 称                               | 所 在 地       |
|-----------------------------------|-------------|
| 令和ヒューマン・ファースト株式会社                 | 東京都中央区      |
| 令和インベストメント株式会社                    | 東京都中央区      |
| 株式会社ソフツ                           | 東京都中央区      |
| HSK事業承継支援株式会社                     | 東京都中央区      |
| HSK VIETNAM AUDIT COMPANY LIMITED | ベトナム社会主義共和国 |

## (7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分       | 従業員数      |
|------------|-----------|
| コンサルティング事業 | 311 (89)名 |
| 報告セグメント計   | 311 (89)  |
| その他        | 4 (1)     |
| 全社(共通)     | 18 (0)    |
| 合計         | 333 (90)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. その他として記載されている従業員数は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである「その他」に所属しているものであります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 255 (90)名 | 16 (5)人   | 31.52歳 | 2.75年  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の補足としまして、当社は2021年4月に本格稼働を開始しておりますので、多くの従業員が2021年4月以降の入社となります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はございません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 38,000,000株
- ③ 株主数 4,225名
- ④ 大株主

| 株主名            | 持株数        | 持株比率   |
|----------------|------------|--------|
| 須貝信            | 9,835,000株 | 25.88% |
| 株式会社 m.y.s.k.y | 2,000,000  | 5.26   |
| 須貝舞            | 2,000,000  | 5.26   |
| ヤーマン株式会社       | 1,875,000  | 4.93   |
| 繁野径子           | 1,600,000  | 4.21   |
| 佐々木明日美         | 1,300,000  | 3.42   |
| 株式会社 文芸社       | 1,254,000  | 3.30   |
| 有限会社 スコット      | 937,500    | 2.47   |
| 株式会社 アルタイル     | 800,000    | 2.11   |
| 株式会社 レグルス      | 800,000    | 2.11   |

(注) 自己株式は保有しておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はございません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はございません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はございません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|----------|---------|----------------------------------------|
| 代表取締役    | 繁野 径子   | 社長執行役員                                 |
| 取締役      | 中村 樹    | 常務執行役員 事業本部本部長<br>令和インベストメント(株) 代表取締役  |
| 取締役      | 佐々木 明日美 | 令和ヒューマン・ファースト(株)代表取締役                  |
| 取締役      | 石田 和男   | ヤーマン株式会社 社外取締役                         |
| 常勤監査役    | 服部 力也   | 株式会社滋賀銀行 社外取締役<br>住友電設株式会社 社外取締役       |
| 監査役      | 飯野 健司   | 西日本旅客鉄道株式会社 社外取締役<br>日本ビルファンド投資法人 執行役員 |
| 監査役      | 向大野 新治  | 学習院大学 特別客員教授                           |

- (注) 1. 取締役石田和男氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役服部力也氏、飯野健司氏、向大野新治氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者には、当社及び当社の国内連結子会社の取締役、監査役、執行役員が含まれ、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めております。

取締役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議により毎期、更新・決定しております。取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第15回定時株主総会において年額500百万円以内とする旨の株主総会決議がなされております。なお、同決議時の取締役は1名となっております。また、最近事業年度の取締役の報酬等は2024年6月21日開催の取締役会決議で決定しております。

当社の監査役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で監査役会の決議により決定しております。監査役の報酬限度額は、2021年6月18日開催の第17回定時株主総会において年額45百万円以内と決議されております。なお、同決議時の監査役は3名となっております。

なお、役員の報酬等について業績連動報酬は採用しておりません。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分  | 分   | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |         |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----|-----|----------------|----------------|---------|--------|-----------------------|
|     |     |                | 基本報酬           | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役 | 取締役 | 99,300         | 99,300         | —       | —      | 4                     |
| 監査役 | 監査役 | 27,600         | 27,600         | —       | —      | 3                     |
| 合計  | 計   | 126,900        | 126,900        | —       | —      | 7                     |

(注) 上記金額には、社外取締役1名分及び社外監査役3名分を含んでおり、その総額は31,200千円であります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はございません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。兼職先である法人等と当社の間に特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|            |  | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                         |
|------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 石田 和男  |  | 当事業年度において開催された取締役会13回すべてに出席し、銀行等の要職を歴任された中で培った経験と見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適時必要な発言を行っております。                                 |
| 監査役 服部 力也  |  | 当事業年度において開催された取締役会13回、監査役会12回すべてに出席し、経営会議等の当社の重要な会議に出席することにより当社の実態を適時把握しており、銀行等の要職を歴任された中で培った経験と見識から幅広い助言を行う等、適時必要な発言を行っております。 |
| 監査役 飯野 健司  |  | 当事業年度において開催された取締役会13回、監査役会12回のうちそれぞれ11回に出席し、事業会社での取締役及び監査役の経験から幅広い実績と見識に基づき、ガバナンス体制等に関する適時必要な発言を行っております。                       |
| 監査役 向大野 新治 |  | 当事業年度において開催された取締役会13回、監査役会12回すべてに出席し、主に衆議院での要職を歴任された中で培った経験と見識に関する専門知識から、ガバナンス体制等に関する適時必要な発言を行っております。                          |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,300   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務諸表を重大な虚偽のないものとして証明したため。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っておりません。

⑦ 補償契約の内容の概要等

当社と太陽有限責任監査法人との間で会社法第430条の2第1項に定める契約の締結は行っておりません。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産           | 4,179,727 | 流 動 負 債                 | 1,579,506 |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,263,743 | リ 一 ス 債 務               | 7,763     |
| 売 掛 金             | 833,830   | 未 払 金                   | 125,783   |
| 貯 藏 品             | 1,503     | 未 払 法 人 税 等             | 388,580   |
| 前 払 費 用           | 79,382    | 未 払 消 費 税 等             | 123,804   |
| そ の 他             | 6,609     | 契 約 負 債                 | 13,667    |
| 貸 倒 引 当 金         | △5,341    | 預 り 金                   | 912,816   |
| 固 定 資 産           | 526,800   | そ の 他                   | 7,089     |
| 有 形 固 定 資 産       | 104,524   | 固 定 負 債                 | 5,699     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 48,164    | リ 一 ス 債 務               | 5,699     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 45,088    | 負 債 合 計                 | 1,585,205 |
| リ 一 ス 資 産         | 11,271    | (純 資 産 の 部)             |           |
| 無 形 固 定 資 産       | 8,350     | 株 主 資 本                 | 3,088,709 |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 8,350     | 資 本 金                   | 182,800   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 413,925   | 資 本 剰 余 金               | 1,292,800 |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,502     | 利 益 剰 余 金               | 1,613,109 |
| 敷 金               | 236,336   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 3,551     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 160,752   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 9         |
| そ の 他             | 14,334    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 3,542     |
| 資 産 合 計           | 4,706,528 | 非 支 配 株 主 持 分           | 29,060    |
|                   |           | 純 資 産 合 計               | 3,121,322 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 4,706,528 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                           | 金 額       |
|-------------------------------|-----------|
| 売 売 上 原 高 価                   | 4,979,471 |
| 売 売 上 総 利 益                   | 2,308,892 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 2,670,578 |
| 営 営 業 利 益                     | 1,175,902 |
| 営 営 業 外 収 益                   | 1,494,675 |
| 受 取 利 息 入                     | 974       |
| 雜 収 用                         | 4,910     |
| 營 営 業 外 費 用                   | 5,884     |
| 支 払 利 息 損                     | 310       |
| 為 替 差 損                       | 7         |
| 上 場 関 連 費 用                   | 21,365    |
| 雜 損 失                         | 450       |
| 經 常 利 益                       | 22,133    |
| 稅 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 1,478,427 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,478,427 |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 477,328   |
| 當 期 純 利 益                     | △17,012   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 460,316   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 1,018,110 |
|                               | 3,285     |
|                               | 1,014,824 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 100,000 | 1,210,000 | 1,028,915 | 2,338,915   |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |             |
| 新 株 の 発 行                | 82,800  | 82,800    |           | 165,600     |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △431,250  | △431,250    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |           | 1,014,824 | 1,014,824   |
| そ の 他                    |         |           | 619       | 619         |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | 82,800  | 82,800    | 584,194   | 749,794     |
| 当連結会計年度末残高               | 182,800 | 1,292,800 | 1,613,109 | 3,088,709   |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |                 |                           | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-------------------------|-----------------|---------------------------|---------------|-----------|
|                          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |               |           |
| 当連結会計年度期首残高              | △22                     | 4,222           | 4,199                     | 29,163        | 2,372,278 |
| 当連結会計年度変動額               |                         |                 |                           |               |           |
| 新 株 の 発 行                |                         |                 |                           |               | 165,600   |
| 剰 余 金 の 配 当              |                         |                 |                           |               | △431,250  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                         |                 |                           |               | 1,014,824 |
| そ の 他                    |                         |                 |                           |               | 619       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 32                      | △680            | △647                      | △103          | △750      |
| 当連結会計年度変動額合計             | 32                      | △680            | △647                      | △103          | 749,043   |
| 当連結会計年度末残高               | 9                       | 3,542           | 3,551                     | 29,060        | 3,121,322 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)         |           |
| 流 動 資 産         | 3,133,435 | 流 動 負 債           | 659,687   |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,273,259 | リ 一 ス 債 務         | 7,763     |
| 売 掛 金           | 780,307   | 未 払 金             | 102,909   |
| 貯 藏 品           | 1,486     | 未 払 法 人 税 等       | 372,942   |
| 前 払 費 用         | 77,158    | 未 払 消 費 税 等       | 119,230   |
| そ の 他           | 1,223     | 契 約 負 債           | 3,486     |
| 固 定 資 産         | 466,076   | 預 り 金             | 53,355    |
| 有 形 固 定 資 産     | 104,166   | 固 定 負 債           | 5,699     |
| 建 物             | 47,805    | リ 一 ス 債 務         | 5,699     |
| 工具、器具及び備品       | 45,088    | 負 債 合 計           | 665,387   |
| リ 一 ス 資 産       | 11,271    | (純 資 産 の 部)       |           |
| 無 形 固 定 資 産     | 8,350     | 株 主 資 本           | 2,934,124 |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 8,350     | 資 本 金             | 182,800   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 353,560   | 資 本 剰 余 金         | 1,292,800 |
| 関 係 会 社 株 式     | 71,000    | 資 本 準 備 金         | 1,292,800 |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 9,280     | 利 益 剰 余 金         | 1,458,524 |
| 長 期 前 払 費 用     | 233       | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 1,458,524 |
| 敷 金             | 236,336   | 貧 困 解 消 支 援 積 立 金 | 5,380     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 32,610    | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 1,453,144 |
| そ の 他           | 4,100     | 純 資 産 合 計         | 2,934,124 |
| 資 産 合 計         | 3,599,511 | 負 債 純 資 産 合 計     | 3,599,511 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 4,554,520 |
| 売 上 原 価                 | 2,063,328 |
| 売 上 総 利 益               | 2,491,191 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,056,659 |
| 営 業 利 益                 | 1,434,531 |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 935       |
| 受 取 配 当 金               | 1,144     |
| 雜 収 入                   | 1,691     |
|                         | 3,771     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 310       |
| 為 替 差 損                 | 7         |
| 上 場 関 連 費 用             | 21,365    |
| 雜 損 失                   | 115       |
|                         | 21,798    |
| 経 常 利 益                 | 1,416,505 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 1,416,505 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 443,750   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,337    |
| 当 期 純 利 益               | 441,412   |
|                         | 975,092   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 資本金                 | 株主資本    |           |           |         |           |           | 純資産合計     |  |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|--|
|                     | 資本剰余金   |           | 利益剰余金     |         | 利益剰余金合計   | 株主資本合計    |           |  |
|                     | 資本準備金   | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金  | 貧困解消支援金 |           |           |           |  |
| 当期首残高               | 100,000 | 1,210,000 | 1,210,000 | —       | 914,681   | 914,681   | 2,224,681 |  |
| 当期変動額               |         |           |           |         |           |           |           |  |
| 新株の発行               | 82,800  | 82,800    | 82,800    |         |           |           | 165,600   |  |
| 剰余金の配当              |         |           |           |         | △431,250  | △431,250  | △431,250  |  |
| 当期純利益               |         |           |           |         | 975,092   | 975,092   | 975,092   |  |
| 貧困解消支援積立金の積立        |         |           |           | 5,380   | △5,380    | —         | —         |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |         |           |           |           |  |
| 当期変動額合計             | 82,800  | 82,800    | 82,800    | 5,380   | 538,462   | 543,842   | 709,442   |  |
| 当期末残高               | 182,800 | 1,292,800 | 1,292,800 | 5,380   | 1,453,144 | 1,458,524 | 2,934,124 |  |
|                     |         |           |           |         |           |           | 2,934,124 |  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

|         |       |     |     |
|---------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 西 村 | 健 太 |
| 業務執行社員  |       |     |     |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 堤   | 康   |
| 業務執行社員  |       |     |     |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、令和アカウンティング・ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、令和アカウンティング・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 村 健 太  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 堤 康  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、令和アカウンティング・ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、期初に当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 服 部 力 也 印

社 外 監 査 役 飯 野 健 司 印

社 外 監 査 役 向 大 野 新 治 印

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上と株主の皆様に対する適切な利益還元を最重要経営課題と認識し、今後の資金需要を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

第21期の期末配当は、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24.5円

金24.5円の内訳は以下のとおりとなります。

普通配当：80%見合い20.5円、上乗せ分5%見合い1.5円

特別配当：記念配当10%見合い2.5円

総額931,000,000円を利益剰余金から配当いたします。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月17日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

当社は、持続可能な社会に貢献する目的のもと、貧困解消への支援に取り組んで参りたいと考えておおり、次のとおり貧困解消支援積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

#### ① 増加する剰余金の項目及びその額

貧困解消支援積立金 9,760,000円 (当社単体当期純利益の約1%)

#### ② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 9,760,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設並びに取締役会決議による剰余金の配当に関する規定の新設等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                    | 変更案                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                                  | 第1章 総則                                                                                           |
| 第1条～第3条 (条文省略)                                                                                          | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                                  |
| (機関)<br>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査役</u><br>3. <u>監査役会</u><br>4. <u>会計監査人</u> | (機関)<br>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>3. <u>会計監査人</u> |
| 第5条 (条文省略)                                                                                              | 第5条 (現行どおり)                                                                                      |
| 第2章 株式                                                                                                  | 第2章 株式                                                                                           |
| 第6条 (条文省略)                                                                                              | 第6条 (現行どおり)                                                                                      |
| (自己の株式の取得)<br>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。                                   | (削除)                                                                                             |

| 現行定款                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第8条 (条文省略)                                                                                                                                                                                    | 第7条 (現行どおり)                                                                                                             |
| 第9条 (条文省略)                                                                                                                                                                                    | 第8条 (現行どおり)                                                                                                             |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>により定める。</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役が定める。</p> <p>3 (現行どおり)</p> |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>                                                                                                     | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</p>            |
| 第3章 株主総会                                                                                                                                                                                      | 第3章 株主総会                                                                                                                |
| 第12条 (条文省略)                                                                                                                                                                                   | 第11条 (現行どおり)                                                                                                            |
| 第13条 (条文省略)                                                                                                                                                                                   | 第12条 (現行どおり)                                                                                                            |
| 第14条 (条文省略)                                                                                                                                                                                   | 第13条 (現行どおり)                                                                                                            |
| 第15条 (条文省略)                                                                                                                                                                                   | 第14条 (現行どおり)                                                                                                            |
| 第16条 (条文省略)                                                                                                                                                                                   | 第15条 (現行どおり)                                                                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第17条 (条文省略)                                                                                                                                                   | 第16条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                      |
| 第18条 (条文省略)                                                                                                                                                   | 第17条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                      |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>(取締役の員数)<br>第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。<br><br>(新 設)                                                                                              | 第4章 取締役及び取締役会<br>(取締役の員数)<br>第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。<br><br>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。                                                                                                  |
| (取締役の選任)<br>第20条 取締役は、株主総会において選任する。<br><br>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br><br>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。<br><br>(新 設) | (取締役の選任方法)<br>第19条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u><br><br>2 (現行どおり)<br><br>3 (現行どおり)<br><br>4 <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>                               | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>                                                                                                                                                                                                                          |

| 現行定款                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p>  | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前2項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>                              |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| (新 設)                                                                                                                                                           | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>                  |
| 第25条 (条文省略)                                                                                                                                                     | 第25条 (現行どおり)                                                                                                                                         |

| 現行定款                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役会議事録)<br>第26条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。                                       | (取締役会議事録)<br>第26条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。                                                             |
| 第27条 (条文省略)                                                                                                                   | 第27条 (現行どおり)                                                                                                                                   |
| (取締役の報酬等)<br>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。                                         | (取締役の報酬等)<br>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。 |
| 第29条 (条文省略)                                                                                                                   | 第 29 条 (現行どおり)                                                                                                                                 |
| <u>第5章 監査役及び監査役会</u><br><u>(監査役の員数)</u><br>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。                                                             | (削除)<br>(削除)                                                                                                                                   |
| <u>(監査役の選任方法)</u><br>第31条 監査役は、株主総会において選任する。<br><br><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> | (削除)                                                                                                                                           |

| 現行定款                                                                                                                                                       | 変更案  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</p>      | (削除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                              | (削除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                            | (削除) |
| <p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p>第36条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>                                                       | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(監査役会規程)</u><br>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。                                                                                                                                                              | (削除)                                                                                                                                                         |
| <u>(監査役の報酬等)</u><br>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                                                                 | (削除)                                                                                                                                                         |
| <u>(監査役の責任免除)</u><br>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の範囲内において免除することができる。<br><br>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (削除)                                                                                                                                                         |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                              | 第5章 監査等委員会                                                                                                                                                   |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                              | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br><br>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。 |

| 現行定款        | 変更案                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)       | <p><u>(監査等委員会規程)</u><br/> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。</u></p>                                            |
| (新 設)       | <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                            |
| (新 設)       | <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br/> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                            |
| (新 設)       | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u><br/> <u>第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> |
| 第6章 会計監査人   | 第6章 会計監査人                                                                                                                  |
| 第40条 (条文省略) | 第35条 (現行どおり)                                                                                                               |
| 第41条 (条文省略) | 第36条 (現行どおり)                                                                                                               |
| 第6章 計算      | 第7章 計算                                                                                                                     |
| 第42条 (条文省略) | 第37条 (現行どおり)                                                                                                               |
| (新 設)       | <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br/> <u>第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>  |

| 現行定款                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(剩余金の配当の基準日)<br/>第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> | <p>(剩余金の配当の基準日)<br/>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</u></p>                                   |
| <p><u>(中間配当)</u><br/><u>第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>                                | (削 除)                                                                                                                                                                         |
| 第45条 (条文省略)                                                                                                       | 第40条 (現行どおり)                                                                                                                                                                  |
| (新 設)                                                                                                             | <p>附則<br/><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第21回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の範囲内において免除することができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                   | 所持する<br>当社の株式数                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | じげのみちこ<br>繁野徑子<br>(1969年4月23日)<br><input type="checkbox"/> 女性 | 1995年10月 須貝信公認会計士事務所（非常勤）<br>1999年1月 繁野徑子公認会計士事務所開業<br>2007年1月 ひなた監査法人設立 社員<br>2010年1月 ひなた監査法人 代表社員<br>2015年1月 ヤーマン株式会社 社外取締役<br>2018年6月 日本インシュレーション株式会社 社外監査役<br>2019年7月 税理士法人令和会計社 代表社員<br>2022年4月 当社 入社 事業戦略本部本部長<br>2022年6月 当社 取締役 事業戦略本部本部長<br>2022年7月 当社 代表取締役 社長執行役員（現任） | 1,600,000株                                                                                                         |
| 選任理由  |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 繁野氏は、当社代表取締役として経営全般を担うとともに、企業価値の向上及び持続可能な企業経営の実現に貢献しております。引き続き同氏の経験等を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。 |

| 候補者番号                                                                                                                    | ふりがな<br>氏(生年月日)                                                                                                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所持する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                        | なか<br>中<br>むら<br>村<br>いつき<br>樹<br>(1980年9月14日)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</div> | 2005年 4月 税理士法人平成会計社 入社<br>2016年 4月 税理士法人平成会計社 本部長<br>2019年 7月 税理士法人令和会計社 社員<br>2020年 6月 令和インベストメント株式会社 代表取締役 (現任)<br>2021年 2月 H S K事業承継支援株式会社 代表取締役<br>2021年 4月 当社 入社 事業本部第2事業部部長<br>2022年 4月 当社 事業本部本部長<br>2022年 6月 当社 取締役 事業本部本部長<br>2022年 7月 当社 取締役 常務執行役員 事業本部本部長<br>2025年 4月 当社 取締役 常務執行役員 管理統括本部本部長 (現任) | 600,000株       |
| <b>選任理由</b><br>中村氏は、当社の事業について豊富な経験と実績を有しており、業績の拡大に貢献しています。これらの経験が今後も当社グループの持続的な企業価値向上に活かせるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。両氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                            | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                           | 所持する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                | 佐々木 明日美<br>(1980年6月20日)<br><input checked="" type="checkbox"/> 女性 | 2005年 4月 税理士法人平成会計社 入社<br>2009年 10月 HSKヒューマン・ファースト株式会社 (現 令和ヒューマン・ファースト株式会社) 代表取締役 (現任)<br>2015年 4月 税理士法人平成会計社 管理本部長<br>2019年 8月 税理士法人令和会計社 入社 管理本部本部長<br>2021年 4月 当社 入社 管理本部本部長<br>2021年 6月 当社 取締役 管理本部本部長<br>2022年 7月 当社 取締役 常務執行役員 業務推進本部本部長<br>2023年 4月 当社 取締役 (現任) | 1,300,000株     |
| 選任理由及び期待される役割の概要                                                                                                                                                 |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |
| 佐々木氏は、当社グループ会社である令和ヒューマン・ファースト株式会社において設立当初より代表取締役を務め、また、当社管理本部本部長を務め、会社経営、管理運営について豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を当社経営の監督に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                              | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所持する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                  | <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いし</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">だ</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">かず</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">お</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">石</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">田</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">和</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">男</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(1954年12月11日)</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">男性</span> </p> | <p>1979年 4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行</p> <p>2010年 6月 株式会社りそな銀行 常務執行役員</p> <p>2012年 4月 株式会社埼玉りそな銀行 常勤監査役</p> <p>2015年 2月 北興化学工業株式会社 常勤監査役</p> <p>2016年 7月 北興化学工業株式会社 専務執行役員</p> <p>北興産業株式会社 取締役</p> <p>ヤーマン株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2018年 2月 ホクコーパックス株式会社 代表取締役</p> <p>2020年 7月 村田長株式会社 取締役</p> <p>2021年 2月 村田長株式会社 代表取締役社長</p> <p>2021年 6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2021年 6月 野村貿易株式会社 社外取締役監査等委員</p> <p>2021年 9月 北興化学工業株式会社 顧問</p> | 200,000株       |
| <p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>石田氏は、金融業界のほか事業会社での役員経験を通じて、企業経営や企業財務に関する高い見識を有しております。現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいている。引き続き同氏の経験等を、当社経営の監督、助言に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所持する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                     | <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">おし</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">うみ</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">かず</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あき</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">鷺</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">海</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">量</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">明</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(1965年7月17日)</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">男性</span> </p> | <p>1990年 4月 監査法人朝日新和会計社（現：有限責任あづさ監査法人）入所</p> <p>1993年 7月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所（現：税理士法人山田＆パートナーズ）入所</p> <p>1996年 9月 鶴海量良公認会計士事務所入所</p> <p>1999年 4月 優成監査法人（現：太陽有限責任監査法人）社員就任（非常勤）</p> <p>2000年 9月 おしうみ総合会計事務所設立</p> <p>2000年 11月 優成監査法人代表社員就任（非常勤）</p> <p>2010年 1月 税理士法人おしうみ総合会計事務所代表社員就任（常勤）（現任）</p> <p>2012年 1月 公益財団法人東京交響楽団評議員就任（非常勤）（現任）</p> <p>2015年 6月 公益財団法人日本ペア碁協会監事就任（非常勤）（現任）</p> <p>2018年 7月 太陽有限責任監査法人社員就任（非常勤）</p> <p>2020年 5月 ソーバル株式会社社外監査役就任（非常勤）（現任）</p> <p>2021年 8月 タマホーム株式会社社外監査役就任（非常勤）（現任）</p> <p>2022年 7月 ヤーマン株式会社社外監査役就任（非常勤）（現任）</p> | —              |
| <p><b>選任理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>鶴海氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、複数の企業の社外監査役を歴任され、企業経営に関する豊富な知見を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営を監督し、当社の健全な成長に寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石田和男氏及び鶴海量明氏は、社外取締役候補者であります。なお、鶴海量明氏は新任の社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石田和男氏が4年となります。
4. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。3氏の選任が承認された場合は、3氏との当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。3氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は石田和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合は、石田和男氏及び鶴海量明氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社監査役である服部力也氏、飯野健司氏、向大野新治氏は監査等委員会設置会社への移行をもって退任となりますが、当社顧問（非常勤）への就任を予定しております。

## **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第15期定時株主総会において、年額500百万円以内と定めておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し年額500百万円以内とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることについてご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、代表取締役が取締役会に上申したうえで、取締役会で決定しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。が、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることについてご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されると3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル2階

コングレススクエア日本橋 ホールA・B

TEL：03-3275-2088



交通 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結

東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分

JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



令和アカウンティング・ホールディングス株式会社